

令和 4 年 9 月 1 日現在

機関番号：25502

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K04145

研究課題名(和文)近代沖縄社会の癩予防法と沖縄疾病史からみたハンセン病者の諸現実に関する実証研究

研究課題名(英文) Sociological research on the relationship between Okinawan Hansen disease and Okinawan history of illness before Okinawan War.

研究代表者

中村 文哉 (Nakamura, Bun'ya)

山口県立大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：90305798

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：ハンセン病(HD)隔離政策の元凶とされてきた戦前の「癩豫防」関連法規は、隔離規定なき救恤法であり、療養所なき時代のHD患者の生存を可能にした。HD・結核(T)・マラリア(M)各疾病比較史について。米占領の「恩恵」を被り、復帰後に消長した共通点がある。HDとTは私宅療養が可能だが、近隣関係で離家が生じるHDのスティグマは高い。産業人口減の社会 経済リスクをもつT・Mは、大規模な患者数故に放置されたT、強制医療を実現させたM、患者数・社会リスクの少さ故に療養所構築が先行したHD病等、病による利害状況は異にした。本研究の作業仮説「国・地方・患者」連関は近代公衆衛生の軌跡に沿う点を確認した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来のハンセン病研究は、ハンセン病のみを分析対象にしてきたが、ハンセン病と沖縄社会との関連を捉える際、同病のみで沖縄社会を照射することは危険である。なぜなら、医療・公衆衛生面が脆弱であった当時の沖縄人たちは、ハンセン病だけでなく、多くの病へのリスクがあったからである。本研究は、ハンセン病問題を軸としつつも、当時の沖縄社会に潜在していた生活リスクの重層的な局面を動的に捉える新たなハンセン病問題研究の視座(問題系)を開くべく、それに迫るための解釈図式を構築し、病いの研究を社会の研究へと架橋する方法論の構築をめざした。本研究の社会的意義は、従来のハンセン病研究のこのような更新を指向する点にある。

研究成果の概要(英文)：Even though the Prevention Law of Hansen disease have been regarded as a symbol of infringement of patient's human rights, it weren't specified the term "segregation". These Laws had been included some relief measures. We consider the comparative research on Okinawan history of three infectious disease: Hansen disease, Tuberculosis, and Malaria. The following is common ground of three diseases, which came to the end after the reversion from US rule at 1972, owing to "American medical benefits". These diseases has each own medical conditions and social interests. As the number of inpatients with Tuberculosis had been amounted to ten thousand degree, it couldn't constructed the medical policy before the Battle of Okinawa. Comparing with Tuberculosis and Malaria, the number of inpatients with Hansen disease was low score (about thousand), and the social economical risk was small. The construction of sanatorium for inpatients with Hansen disease was preceded to Tuberculosis.

研究分野：社会学

キーワード：ハンセン病 癩予防に関する法律 癩予防法 伝染病予防法 結核 マラリア 沖縄

1. 研究開始当初の背景

本研究の問題関心と方法論は、ハンセン病関連地方制度と地域社会の関連を踏まえ、地域社会でのハンセン病患者の「処遇」(廣川 2011:31)をめぐり、ハンセン病関連法規を「再検討」(廣川 2011:20)することで、画期的な法解釈を打ち出した廣川和花の近代ハンセン病研究(廣川 2011)の視角を踏襲している。更に、同時期沖縄のハンセン病問題の諸相を、それ以外の諸々の感染症、特に結核とマラリアを一つの補助線にして捉え返す本研究の試みは、猪飼隆明の近代ハンセン病研究(猪飼 2016)、取り分け同書第一部「法律十一号『癩豫防二関スル件』の歴史的考察」における帝国議会での 1907 年 3 月 18 日公布「癩豫防二関スル法律」(以下、1907 年法と略記)の成立過程を追った論稿に刺激されたものである。ここからは、「癩豫防」関連法規とそれに関連する他の一連の「予防法」関連法規との、相互の連関および規定内容の変容といった重要な論点が引き出せる。というのも、それぞれの病者の処遇や、その法運用のあり様は、多様な仕方で、患者・患家のもとに降りていくが、それらは、常に、何らかの法令解釈に基づくからである。この点の等閑視は、処遇方に関わる個々の語りやその社会的現実のあり様を解釈する上で、ハンセン病患者取扱方・処遇方に関わる法的解釈図式という一つの理念型の捨象を意味する。

ハンセン病経験者のライフヒストリーに基づく方法論は社会学的研究の常套手段であるが、そのライフヒストリーに現れる個々の現実世界は、その人の生の一場面であると同時に、そこに、法的に規定された処遇方が潜在している可能性が開かれるが、ハンセン病問題のライフヒストリー研究の多くは、当事者のストーリーを焦点化させることに躍起になり、そのストーリーの背景にあるものを捨象することが、私自身の反省も含め、しばしば起きる。報告者をして、諸々の予防法関連法規の法令解釈へと研究を差し向けたのは、この理由による。更に、この予防法関連法規の法令解釈研究は、地方制度の準位を含みこむことから、それぞれの地域社会で生活している個々の患者・患家の日常的な社会的現実への理念的な触手ともなる。法令解釈に基づく方法論を遂行する廣川(2011)と猪飼(2016)の近代日本ハンセン病研究は、社会学領域でのハンセン病研究にとって、極めて示唆的である。本研究では、こうした視角のもとに構想された。

2. 研究の目的

「近代沖縄の『癩予防法』と沖縄疾病史からみたハンセン病者の諸現実に関する研究」と題する本研究の問題関心は、明治期から沖縄戦までの時期区分で、同時期沖縄のハンセン病問題の諸相を、それ以外の感染症、主に結核とマラリアを補助線に、捉え返すことにある。

3. 研究の方法

その方法論として、予防法に基づく一つの法的理念型としての国の医療規程・医療対策が、如何なる地方制度(縣令・訓令等)を生み、そしてその法的効力が個々の患者・患家の処遇方に、如何に作用したのかを明らかにするために、「国家(制度) - 地域社会 - 患者・患家」という三項の関係図式を作業仮説に設定した。本研究は、この方法論のもとで、地域社会・地域行政と患者・患家の個々の実情や双方の関係性の照射を狙いの一つとする以上、国が法制化させた医療行政・医

療対策の理念型、およびそれと地方制度(縣令・訓令等)との連関、そしてこれら地方制度に基づき、如何なる事態を生み出するのかを探ることが、主たる論件の一つとなる。

4.研究の成果

(1) 主題 「『癩豫防』関連法規と予防法各関連法規との連続性の考察」

および主題 「沖縄社会の『癩予防法』のあり様の解明」

1907年法および1931年公布「癩予防法」(以下、1931年法と略記)および各関連法規は、ハンセン病への隔離政策の元凶とされてきた。だが、これらに隔離規定はなく、伝染病予防法に「隔離・遮断」規定が存在するが、それは一定の期間を設定した規定であった。逆に「退所」規定や「治癒」規定が沖縄の癩豫防関連地方制度にあり、更に「救護費」費目規定には小屋掛費があり、シマ隔離所の構築が可能である。これらは救恤性を有する規定であるが、ここから当時のハンセン病患者は、青木恵哉が記述した通り、在宅療養・隔離所・放浪という三層の生活スタイルが帰結した(青木 1972:86)。

(2) 主題 「結核・マラリアに関する沖縄県の医療対策・体制と病者の諸現実の解明」

ハンセン病と結核のネクサスについて 「結核予防」および「癩予防」法関連法規の連関として、常在型の慢性感染症である「癩予防」および結核予防関連法規には、各規定間に対応的な共通性がみられる。「癩豫防」関連法規との連関から「結核予防法」を捉える本研究の視座からすると、留意すべきは、改正前の「結核予防法」に内在している 予防法 としての論理的な構造、即ち、法制化が為される際の、その基底にある諸々の利害状況の構造連関 structures of relevance である。即ち、それは、改正前「結核予防法」という一つの法体系の内に、「結核患者ニシテ療養ノ途ナキモノ」(第6・7・10条)と第4条第2項での「結核患者ニ対シ業態上病毒伝播ノ虞アル職業ニ従事スルヲ禁止スルコト」の条文に示される 病毒伝播ノ虞アルモノ という、結核および「癩豫防」関連法規の法体系では、各々の「改正」により、削除される項 = 療養ノ途ナキモノ と、それに取って代わる項 = 病毒伝播ノ虞アルモノ が、両立している点である。1931年法を基準に捉え直すと、改正前「結核予防法」は、1907年法と1931年法を抱き合わせにし、中立化させた法体系を所持している。療養ノ途ナキモノ の療養所への収容規定は、保護を必要とする利害状況に対する 救恤の論理 であるのに対して、病毒伝播ノ虞アルモノ の療養所への収容規定は、予防を必要としている健康者への配慮という利害状況に対する 健康者の論理 、更に云えば 感染者数が多い結核の放置は人口減という国力危機のリスクを内在させてもいる 健康者の論理 であり、これらを換言すれば、救恤の論理 と 予防の論理 といえよう。他方、改正前「結核予防法」第二条には、「消毒其ノ他の豫防方法」規定に基づく在宅療養という療養のあり方が示される。「清潔方法・消毒方法」は、在宅療養の際に不可欠な処置である。この点を鑑みると、結核療養所の整備が不十分な状況下、当時の明治政府は、病の経過が緩慢で、療養生活が長期化する常在型の慢性感染症の在宅療養という途を確保し、感染拡大を防ぐ利害関心があり、改正前「結核予防法」に 在宅療養の論理 として「清潔方法・消毒方法」を盛り込む必要があったといえよう。慢性伝染病という文脈において、「清潔方法・

消毒方法」は、在宅療養の論理 ということになる。これらを踏まえると、改正前「結核予防法」は、療養ノ途ナキモノ 病毒伝播ノ虞アルモノ に加えて、「清潔方法・消毒方法」の遵守に基づく 療養ノ途アルモノ の三者の利害状況を前提とし、そこから同法体系には、救恤の論理、予防の論理、在宅療養の論理 といった相互に異なる法理が、共在化・混在化されて、法制化されたとみることができよう。そして、これらを抱え込む点にこそ、常在型の慢性感染症に関わる 予防法 に典型的な特性があるのではないだろうか。

マラリアについて 沖縄本島区・宮古群島区・八重山群島区におけるマラリアに関する研究は、新型コロナウイルスの蔓延により、沖縄県での調査研究を延期し、2020 年度繰越承認を受けた。

(3)主題 「沖縄疾病史の中のハンセン病の歴史的位置とその消長『戦後 30 年の遅れ』」

戦前の沖縄社会には、暫時的に急性感染症が猖獗したが、ハンセン病は明治期以前から推移してきた常在感染症であり、結核は大正期から猖獗し、常在感染症となった。また宮古・八重山には熱帯風土病のマラリアが猖獗を極めた。疾病研究は、一つの疾病について掘り下げる抽象を行うが、当時、現地で生活していた人たちは、これらの感染リスクの中で生活しており、2 つないしそれ以上の感染症や疾病を抱える人たちも実在したと考えられる。

さて、八重山では、マラリアに対して、強制採血、キニーネの強制投与という過酷な強制医療対策が採られた。マラリアの強制医療対策は住民の反発を招来し、コレラの来襲時には病者の遮断や隔離が為されたが、いずれもハンセン病の様な医療訴訟は行われておらず、これらの強制的な医療対策は、正統化されている。しかし、ハンセン病だけは、強制的な療養所入所と療養所への隔離等を理由に、その医療対策が、正統化されず、医療訴訟に付された。そうなった根拠を考察に付すためには、マラリア、そしてハンセン病と同じ療養機関の長い慢性感染症にして、大正期より常在感染症化した結核を、一つの「補助線」に、ハンセン病問題の諸現実を関連づけて、相対化させる考察が必要となる。

この三つの疾病には、消長変遷疾病間の共通性と、疾病間の病態上に起因する社会的リスクの相違に関わる問題が、横たわっている。八重山群島区のマラリアは、八重山(土地)開発に起因する「開発病」であり、新開地への入植により猖獗を極めた。熱帯熱マラリアの致死率は高く、西表島では入植廃村が相次いだ。人の移動が感染を拡大させるので、有病地への移動は制限された。マラリアは八重山開発の疎外要因であり、かつ致死率が高いという社会的リスクを伴う社会経済的背景が、島ぐるみのマラリア撲滅を動機づけたため、一部の反発はあったが、台湾でのマラリア対策を基礎にした強制的な医療対策を許容した。

それまでの沖縄縣は結核未感染地域であったが、明治期に、沖縄からの本土出稼ぎ紡績女工が現地で罹患して帰郷したため、明治 30 年代より、これらの労働力を排出した沖縄本島農村部から、感染が拡大し、明治後期には全国平均より高い結核死亡率となり、大正期には全国上位に至った。結核の病態上の特徴は、同じ慢性感染症のハンセン病と同様、長期の療養期間が必要であること、結核の患者数は、ハンセン病患者数に比して、一桁の相違があるほど多かったことの、2 点にある。明治 30 年代以降、罹患者数が 1000 人以下を推移してきたハンセン病に対して(稲福 1979:131)、同期の結核死亡者数が 1000 前後、大正・昭和初期は 1200 人前後と(稲福 1979:93)、

ハンセン病罹患者数と結核死亡者数がほぼ同じような傾向にあり、ここから万単位での結核罹患者数の推移が推測される。それ故、結核に対処するにはかなりの医療予算に基づく医療対策が必要になるが、沖縄県は費用を調達できなかったため、結核罹患者の在宅療養の現実が出来た。この点は、ハンセン病患者の現実と重なる。だが、ハンセン病患者の場合、極秘の在宅療養が周囲に知られると、シマが定めた隔離所行きとなり、患家からの支援が途絶えると物乞いに出ざるを得なくなる過酷な現実があり、この点で、在宅療養が継続可能な結核罹患者とは異なる事情があった。これは、結核とハンセン病の 病のスティグマ の相違とみることができる。他方、患者数が少ない分、ハンセン病療養所が、結核のそれよりも先に構築された面がある。しかし、そこには、スティグマだけでなく、感染力の強い結核とそうではないハンセン病という病態上の相違に加え、患者が多いが故の経済問題としての結核の放置と、必ずしもそうではなかったハンセン病との間で、当時の沖縄県が置かれていた社会 - 経済問題という社会構造的な局面が、両病への対応の途を規定した。当時の沖縄社会には、依然として、結核の拡大に伴う沖縄社会の、医療経済に止まらぬ労働力の自失という沖縄経済のリスクが、未解決のままであった。

当時の沖縄社会にとって、マラリアと結核とハンセン病は、克服すべき疾病だとしても、熱帯熱マラリアの致死率は八重山社会の喫緊の、そして結核は沖縄本島社会の漸次的な、社会的リスクを伴う問題であったが、そうしたリスクが少ないハンセン病には、疾病に関する社会的序列(病のスティグマ)には還元できない相違が派生したと考えられる。対原虫対策に関するかなり周到な医療対策は立てられたが、経済的に対蚊対策まで手が回らず、沖縄戦前の撲滅には到らなかったマラリア。放置せざるをえなかった結核。他方、遅ればせながらも療養所を獲得したハンセン病。当時の、各疾病を取り巻く社会的な利害状況の相違が、ここに集約されている。

この三疾病の消長は、沖縄戦前には、達成できなかった。そして、沖縄戦は、これらの罹患者たちの生を奪ってしまった。戦後は、米軍の進駐に加えて、戦場からの引揚、「本土」引揚といった社会移動により、再び様々な急性伝染病、慢性感染症が、猖獗し出した。その中で、三疾病の消長は、アメリカ占領により、転機を迎え、WHOの医療政策のもとで、それぞれほぼ同じ時期に、消長した。犀川和夫は、「本土」と比して、「ハンセン病 30 年遅れ」の消長と指摘したが、沖縄疾病史において、この三疾病は、三様の「戦後 30 年遅れ」の消長という点に、収斂したといえるのではないだろうか。

<参考文献>

青木恵哉(1972)『選ばれた島』新教出版

飯島渉(2005)『マラリアと帝国 植民地医学とアジアの広域秩序』東京大学出版会

猪飼隆明(2016)『近代日本におけるハンセン病政策の成立と病者たち』校倉書房

稲福盛輝(1995)『沖縄疾病史』榕樹書林

稲福盛輝編(1979)『沖縄の医学(医学・保健統計資料編)』考文堂

犀川和夫(1999)『ハンセン病政策の変遷』沖縄県ハンセン病予防協会

廣川和花(2011)『近代日本のハンセン病問題と地域社会』大阪大学出版会

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 中村文哉	4. 巻 60
2. 論文標題 近代日本における伝染病公衆衛生の展開と地域社会	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会事業史研究	6. 最初と最後の頁 29-51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村文哉	4. 巻 26
2. 論文標題 戦前期の「癩」および結核予防法関連法規のネクサスについて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 山口県立大学社会福祉学部紀要	6. 最初と最後の頁 41-91
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村文哉	4. 巻 33
2. 論文標題 愛楽園開園以前の沖縄ハンセン病患者たちの現実と青木恵哉	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 解放社会学研究	6. 最初と最後の頁 71-94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村文哉	4. 巻 第25号
2. 論文標題 「癩予防」に関する二つの法律と沖縄社会	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 山口県立大学社会福祉学部紀要	6. 最初と最後の頁 51-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村文哉	4. 巻 24
2. 論文標題 関連予防法下における「癩予防二關スル法律」の法理 - コレラ・伝染病・「癩」と地域社会	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 山口県立大学社会福祉学部紀要	6. 最初と最後の頁 59-97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 中村文哉
2. 発表標題 近代日本における伝染病公衆衛生の展開と地域社会
3. 学会等名 第49回日本社会事業史学会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 中村文哉
2. 発表標題 戦前期における 結核および「癩」予防関 連法 規の「医師届出」規定に関する一考察
3. 学会等名 第78回西日本社会学会大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 中村文哉
2. 発表標題 癩予防関連地方制度下の沖縄社会におけるハンセン病者とシマ社会
3. 学会等名 第77回西日本社会学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中村文哉
2. 発表標題 沖縄県下におけるハンセン病と癩をめぐるネクサスについて
3. 学会等名 第92回日本社会学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中村文哉
2. 発表標題 ハンセン病「隔離」論再考 「癩豫防二関スル法律」と沖縄社会
3. 学会等名 第76回西日本社会学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 中村文哉
2. 発表標題 癩予防関連地方制度と沖縄社会 国頭愛楽園開園以前のハンセン病患者たちの現実と青木恵哉
3. 学会等名 第34回日本解放社会学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------